3

補足的老齢年金生活者支援給付金

(一)　国は、老齢基礎年金の受給権者であって当該老齢基礎年金の裁定の請求をしたものが、その者の前年所得額が所得基準額を超え、かつ、所得基準額を勘案して政令で定める額以下であることその他その者及びその者と同一の世帯に属する者の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当するときは、当該老齢基礎年金の受給権者に対し、補足的老齢年金生活者支援給付金を支給することとした。ただし、2の(一)ただし書と同様の不支給の基準を定めることとした。（第一〇条関係）

(二)　補足的老齢年金生活者支援給付金の額は、月を単位として支給するものとし、その月額は、2の(一)の額からその者の前年所得額の逓増に応じ、逓減するように政令で定める額とすることとした。（第一一条関係）

(三)　補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び額について認定の請求をしなければならないこととした。（第一二条第一項関係）

(四)　補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を受けている者につき、前年所得額の変動が生じた場合における補足的老齢年金生活者支援給付金の額の改定は、八月から行うこととした。（第一三条関係）

(五)　2の(五)は、補足的老齢年金生活者支援給付金について準用することとした。（第一四条関係）

4

障害年金生活者支援給付金

(一)　国は、障害基礎年金の受給権者であって当該障害基礎年金の裁定の請求をしたものが、その者の前年の所得がその者の所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以下であるときは、当該障害基礎年金の受給権者に対し、障害年金生活者支援給付金を支給することとした。ただし、2の(一)ただし書と同様の不支給の基準を定めることとした。（第一五条関係）

(二)　障害年金生活者支援給付金の額は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者として障害基礎年金の額が計算されるものにあっては、給付基準額の一〇〇分の一二五に相当する額）とすることとした。（第一六条関係）

(三)　障害年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、障害年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び額について認定の請求をしなければならないこととした。（第一七条第一項関係）

(四)　障害年金生活者支援給付金の支給を受けている者につき、障害の程度が増進し、又は低下したことにより障害基礎年金の額が改定された場合における障害年金生活者支援給付金の額の改定は、当該障害基礎年金の額が改定された日の属する月の翌月から行うこととした。（第一八条関係）

(五)　2の(五)は、障害年金生活者支援給付金について準用することとした。（第一九条関係）

5

遺族年金生活者支援給付金

(一)　国は、遺族基礎年金の受給権者であって当該遺族基礎年金の裁定の請求をしたものが、その者の前年の所得がその者の所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以下であるときは、当該遺族基礎年金の受給権者に対し、遺族年金生活者支援給付金を支給することとした。ただし、2の(一)ただし書と同様の不支給の基準を定めることとした。（第二〇条関係）

(二)　遺族年金生活者支援給付金の額は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額とすることとした。ただし、遺族基礎年金の受給権を有する子にあっては、給付基準額をその子の数で除して得た額とすることとした。（第二一条関係）

(三)　遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者は、遺族年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び額について認定の請求をしなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

(四)　遺族基礎年金の受給権を有する子であって遺族年金生活者支援給付金の支給を受けている者につき、その子の数の増減を生じた場合における遺族年金生活者支援給付金の額の改定は、当該増減を生じた日の属する月の翌月とすることとした。（第二三条関係）

(五)　2の(五)は、遺族年金生活者支援給付金について準用することとした。（第二四条関係）

6

不服申立て

厚生労働大臣のした老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金（以下「年金生活者支援給付金」と総称する。）の支給に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、国民年金法及び社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定を適用することとした。（第二五条第一項関係）

7

費用

(一)　年金生活者支援給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担するものとし、毎年度、予算の範囲内で、年金生活者支援給付金に関する事務の執行に要する費用を負担することとした。（第二六条関係）

(二)　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付することとした。（第二七条関係）

8

その他

年金生活者支援給付金に係る支払の調整、時効、不正利得の徴収、受給権の保護、公課の禁止、届出、調査、日本年金機構への権限に係る事務の委任及び事務の委託並びに罰則に関する所要の規定を設けることとした。（第二八条～第五二条関係）

9

検討等

(一)　年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び老齢基礎年金の満額等を勘案し、総合的に検討が加えられ、その結果に応じて所要の見直しを行うこととした。（附則第三条関係）

(二)　年金生活者支援給付金の支給に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保することとした。（附則第四条関係）

10

経過措置等

その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第五条～第二三条関係）

11

施行期日

この法律は、一部を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第二七八号）（厚生労働省）

1　長崎港について、検疫所長が検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域を変更することとした。（別表第三関係）

2　この政令は、平成二四年一二月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（政令第二七九号）（厚生労働省）

一　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の規定の整備

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律において、平成二四年度及び平成二五年度の基礎年金給付費に係る国庫負担割合について、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律に規定する年金特例公債の発行による収入金を活用して二分の一とすることに伴い、次に掲げる政令の規定の整備を行うこととした。

1　国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成一六年政令第二九七号）

2　平成一六年度、平成一七年度、平成一九年度及び平成二〇年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成一六年政令第二九八号）

3　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成一六年政令第二八六号）

4　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成一六年政令第二八七号）

5　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令（平成一九年政令第二〇六号）

二　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。